

尾道市  
新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

(令和5年4月改定)

尾道市

## 目次

1. 目的
2. 実施期間
3. 接種費用
4. 接種対象者
5. 初回接種
6. 令和4年秋開始接種（3回目、4回目又は5回目の接種）
7. 令和5年春開始接種（3回目、4回目、5回目又は6回目の接種）
8. 接種体制
9. 使用するワクチンの種類
10. ワクチンの配送
11. 接種スケジュール
12. 接種予約・相談体制
13. 住所地外接種
14. 広域接種
15. キャンセル待ち申請制度
16. 予防接種への同意
17. 副反応等に対する対応、健康被害救済の申請受付・給付
18. 接種費用の支払い
19. 接種記録の管理
20. ワクチン接種証明書
21. 情報提供
22. 接種推進体制の整備

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、令和2年12月9日に予防接種法（昭和23年法律第68号）が一部改正され、臨時接種に位置付けられました。厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとされています。

尾道市では、国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等を踏まえ、ワクチン接種が円滑に実施できるよう、医師会及び医療機関など関係機関と連携し、市民の皆様が安全にかつ安心して接種できるよう「尾道市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定します。

なお、実施計画は接種体制の状況や国のワクチン供給見込み等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

## 2. 実施期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで（予防接種法上の「特例臨時接種」期間）

## 3. 接種費用

新型コロナワクチン接種費用の自己負担は無料であり、費用負担割合は国10/10です。（公費負担）

## 4. 接種対象者

原則として、接種日に尾道市の住民基本台帳に記載されている生後6か月以上の方を接種対象とします。

### 【国の算定方法による接種対象者の概数】

（総人口は令和5年3月31日時点）

区分	対象者	国が示す人数の算定方法
接種対象者	(1) 医療従事者	3,879人 総人口の3%
	(2) 65歳以上の高齢者	47,780人
	(3) 基礎疾患を有する者（20～64歳）	5,138人 総人口の8.2%（20～64歳の場合）
	(4) 高齢者施設等の従事者	2,069人 人口の1.6%
	(5) 上記以外の方（12歳以上）	60,329人
	(6) 小児（5～11歳）	6,614人
	(7) 乳幼児（生後6か月～4歳） ※生後6か月未満を0歳児の50%として算出	3,213人
小計	129,022人	
接種対象外（生後6か月未満）	292人	
合計	129,314人	

### (1) 初回接種（1・2回目）

国が示す接種優先対象者別に、ワクチンの供給体制を踏まえ調整を行います。

### (2) 第一期追加接種（3回目） ※令和5年3月31日をもって終了

2回目接種完了後、原則5か月以上又は6か月以上経過した方（12歳以上）

- ・18歳以上 約103,000人（令和3年12月1日時点）
- ・12～17歳 約34,000人（令和4年3月25日時点）
- ・5歳以上11歳未満 約1,100人（令和4年9月7日時点）

- (3) 第二期追加接種（4回目） ※令和5年3月31日をもって終了  
・3回目接種完了後、原則5か月以上経過した方（60歳以上及び18歳～59歳にあつては、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者） 約49,700人（令和4年5月25日時点）
- (4) 令和4年秋開始接種（3～5回目）  
初回接種を完了した12歳以上 約105,800人（令和4年9月20日時点）
- (5) 令和5年春開始接種（3～6回目）  
初回接種を完了した12歳以上 約105,100人（令和5年4月1日時点）

## 5. 初回接種

### (1) 12歳以上

実施期間：令和6年3月31日まで

使用するワクチン：ファイザー社（従来株ワクチン）

モデルナ社（従来株ワクチン）

武田社（ノババックス）

接種回数：2回

接種間隔：2回目接種は、1回目接種から3週間経過後

※12歳以上の初回接種では、原則、1回目と2回目は同一のワクチンを接種することになりますが、以下の場合の対応として、交互接種を行うことができます。

- ・1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたため、2回目に1回目と異なるワクチンを接種する場合
- ・交互接種を行う際の接種間隔は、1回目接種から27日以上の間隔をおくこと。

### (2) 小児（5歳～11歳）

実施期間：令和6年3月31日まで

使用するワクチン：ファイザー社（小児用ワクチン）

接種回数：2回

接種間隔：2回目接種は、1回目接種から3週間経過後

※小児の接種は、1回目接種時の年齢に基づき判断する。2回目接種においても、1回目と同じワクチンを使用します。

### (3) 乳幼児（生後6か月～4歳）

実施期間：令和6年3月31日まで

使用するワクチン：ファイザー社（乳幼児用ワクチン）

接種回数：3回

接種間隔：2回目接種は、1回目接種から3週間経過後

3回目接種は、2回目接種から8週間経過後

※乳幼児の接種は、1回目接種時の年齢に基づき判断する。2回目又は3回目の接種においても、1回目と同じワクチンを使用します。

## 6. 令和4年秋開始接種（3回目、4回目又は5回目の接種）

初回接種（1・2回目）を完了した5歳以上の方を対象とします。

### (1) 12歳以上

実施期間：令和4年10月から令和5年5月7日まで

使用するワクチン：ファイザー社（オミクロン株対応2価ワクチン）

モデルナ社（オミクロン株対応2価ワクチン）

武田社（ノババックス）

接種回数：1回

接種間隔：前回接種から3か月経過後（武田社（ノババックス）は6か月経過後）

(2) 小児（5歳～11歳）

実施期間：令和5年3月8日から8月31日まで

使用するワクチン：ファイザー社（小児用オミクロン株対応2価ワクチン）

接種回数：1回

接種間隔：前回接種から3か月経過後

## 7. 令和5年春開始接種（3回目、4回目、5回目又は6回目の接種）

初回接種（1・2回目）を完了した以下の方を対象とします。

①高齢者（65歳以上）

②基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者（5歳～64歳）

③医療従事者等及び高齢者施設、障害者施設等の従事者

実施期間：令和5年5月8日から8月31日まで

使用するワクチン：12歳以上 ファイザー社（オミクロン株対応2価ワクチン）

モデルナ社（オミクロン株対応2価ワクチン）

武田社（ノババックス）

小児（5歳～11歳） ファイザー社（小児用オミクロン株対応2価ワクチン）

接種回数：1回

接種間隔：前回接種から3か月経過後（武田社（ノババックス）は6か月経過後）

## 8. 接種体制

本市では、個別接種と集団接種の併用により実施します。

(1) 個別接種

かかりつけ医など身近な医療機関において、集合契約に参加し個別接種を実施します。（主に平日）

実施医療機関 84か所（令和5年4月1日までの実績数）

(2) 集団接種

市が設置する接種会場において、集団接種を実施します。（主に土・日）

実施会場 10か所（令和5年4月1日までの実績数）

	会場名	所在地
1	尾道市総合福祉センター	尾道市門田町 22-5
2	尾道市役所	尾道市久保一丁目 15-1
3	ベイトウン尾道組合会館	尾道市東尾道 4-4
4	浦崎公民館	尾道市浦崎町 2102-5
5	市民センターむかいしま	尾道市向島町 5531-1
6	サンボル尾道	尾道市向東町 8670-2
7	芸予文化情報センター	尾道市因島土生町 100-4
8	瀬戸田福祉保健センター	尾道市瀬戸田町林 1288-7
9	尾道市生きがい活動推進センター	尾道市久保町 1701-1
10	因島総合支所	尾道市因島土生町 7-4

集団会場における従事者は次の通りとします。

役割	従事者数
運営責任者	業務委託1名、市職員1名
接種チーム	医師2名（医療責任者1名、他1名）、看護師4名、薬剤師3名
受付等の事務等	業務委託8名、市会計年度任用職員4名
駐車場整理	業務委託1～2名

### (3) 施設接種

高齢者入所施設等において、施設接種を実施します。(随時)

## 9. 使用するワクチンの種類

尾道市では、次のワクチンを使用して接種を実施します。

### (1) 初回接種 (1・2回目)

- ・ファイザー社 (従来株ワクチン)
- ・モデルナ社 (従来株ワクチン)
- ・武田社 (ノババックス)
- ・ファイザー社 (小児用ワクチン)
- ・ファイザー社 (乳幼児用ワクチン) ※ (1・2・3回目)

### (2) 第一期追加接種 (3回目) ※令和5年3月31日をもって終了

- ・ファイザー社 (従来株ワクチン)
- ・モデルナ社 (従来株ワクチン)
- ・武田社 (ノババックス)
- ・ファイザー社 (小児用ワクチン)

### (3) 第二期追加接種 (4回目) ※令和5年3月31日をもって終了

- ・ファイザー社 (従来株ワクチン)
- ・モデルナ社 (従来株ワクチン)

### (4) 令和4年秋開始接種 (3～5回目)

- ・ファイザー社 (オミクロン株対応2価ワクチン)
- ・モデルナ社 (オミクロン株対応2価ワクチン)
- ・武田社 (ノババックス)

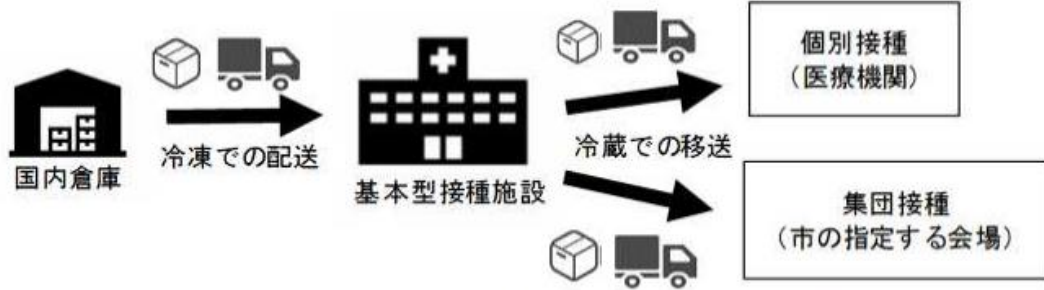
### (5) 令和5年春開始接種 (3～6回目)

- ・ファイザー社 (オミクロン株対応2価ワクチン)
- ・モデルナ社 (オミクロン株対応2価ワクチン)
- ・武田社 (ノババックス)

## 10. ワクチンの配送

市内の基本型接種施設 (ディープフリーザー設置施設) においてワクチンを管理します。個別接種及び施設接種においては、市の委託事業者がワクチンを医療機関に移送します。集団接種においては、市担当職員がワクチンを接種会場に移送します。

【ファイザー社及びモデルナ社ワクチン】



【武田社ワクチン (ノババックス)】



1.1. 接種スケジュール

尾道市 新型コロナワクチン接種計画

令和5年4月1日現在

	(令和5年度) ~ 5月7日	5月8日 ~ 8月	9月以降
<b>【追加接種】</b>			
高齢者 (65歳以上) 基礎疾患等 (12~64歳) 医療従事者等	「令和4年秋開始接種」 (3~5回目) オミクロン株対応2価ワクチン (ファイザー・モデルナ) 武田 (ノババックス)	「令和5年春開始接種」 (3~6回目) オミクロン株対応2価ワクチン (ファイザー・モデルナ) 武田 (ノババックス)	「令和5年秋開始接種」 (3~7回目) ※使用するワクチンは検討中
上記以外 (12~64歳)		接種対象外 →	
基礎疾患等 (5~11歳)	「令和4年秋開始接種」 (3回目または4回目) オミクロン株対応2価ワクチン (小児用ファイザー)	「令和5年春開始接種」 (4回目または5回目) オミクロン株対応2価ワクチン (小児用ファイザー)	
上記以外 (5~11歳)			
接種間隔：オミクロン株対応2価ワクチン 前回接種から3か月以上経過 武田 (ノババックス) 前回接種から6か月以上経過			
<b>【初回接種】</b>			
12歳以上	(1・2回目) 従来型 (ファイザー)・武田 (ノババックス)		~令和6年3月31日
5~11歳 (小児)	(1・2回目) 従来型 (小児用ファイザー)		~令和6年3月31日
6か月~4歳 (乳幼児)	(1~3回目) 従来型 (乳幼児用ファイザー)		~令和6年3月31日

※「令和4年秋開始接種」(12歳以上)は、令和5年5月7日で終了します。小児(5~11歳)については、令和5年8月末まで実施します。

※「令和5年春開始接種」(令和5年5月8日~8月末)について

接種対象者：①高齢者(65歳以上)②基礎疾患等を有する方(5~64歳)③医療従事者、高齢者施設等従事者

基礎疾患等を有する小児(5~11歳)は、「令和4年秋開始接種」でオミクロン株対応2価ワクチンを接種した場合、さらに1回の追加接種が可能です。

※「令和5年春開始接種」においては、高齢者(65歳以上)および基礎疾患等を有する方(5~64歳)について、予防接種法上の「努力義務」が適用となります。

※「令和5年秋開始接種」(令和5年9月以降)は、初回接種を終了した5歳以上の全ての方が対象です。

1.2. 接種予約・相談体制

(1) 予約方法

- 個別接種 接種を希望する医療機関に直接予約 (一部 WEB 予約システムを利用)
- 集団接種 尾道市 WEB 予約システム (24 時間対応) 又は尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (8 時 30 分~17 時 15 分) にて予約
- 施設接種 各施設において医療機関と調整

## (2) 相談体制

新型コロナワクチン接種に関する相談、接種予約に関する問い合わせに対応するため、内容に応じて市、県及び国の相談窓口を案内します。

また、聴覚障害等で電話、WEBでの予約・相談が困難な方は、FAXにて対応します。(FAX : 0848-24-1966 尾道市健康推進課)

専門的な相談は県が担うことから、県と連携して対応します。

	内容	電話番号	対応時間
市	尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	0570-001-297	8時30分～17時15分 (土・日・祝日を含む)
県	広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター	082-513-2847	8時30分～17時30分 (土・日・祝日を含む)
国	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761-770	9時00分～21時00分 (土・日・祝日を含む)

### 1.3. 住所地外接種

新型コロナウイルスワクチン接種は、原則、住民票所在地の市町村で行います。やむを得ない事情により、住民票所在地以外に長期間滞在している者等が住民票所在地以外で接種を受ける場合は、接種会場の所在する市町村から「住所地外接種届出済証」の交付を受けて接種を行います。

なお、広島県では、ワクチン接種を推進するため、住所地外の医療機関でも接種を受けられる広域接種を実施しています。広域接種の対象者は広島県内に住民票がある方です。「住所地外接種届出済証」は必要ありません。

### 1.4. 広域接種

「広島県新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る覚書」に基づき、県、県内市町、一般社団法人広島県医師会及び市郡地区医師会が一体となって、県民が住所地外に関わらず接種を受けられる体制を確保します。

- ・個別接種・・・令和3年8月1日より開始
- ・集団接種(12歳以上)・・・令和3年8月10日から令和3年12月25日まで実施

### 1.5. キャンセル待ち申請制度

集団接種、個別接種等で当日キャンセルが発生した場合に、余剰ワクチンを無駄にせず有効活用する観点から、キャンセル待ち登録の申請制度を設けます。

### 1.6. 予防接種への同意

#### (1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用します。

#### (2) 接種不適応者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者またはそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行いません。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する



者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ることとします。

### (3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性・予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者またはその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限りおこなうものとします。

## 17. 副反応等に対する対応、健康被害救済の申請受付・給付

	対応
接種前	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナワクチン予防接種説明書（ワクチンの効果・接種不適者・接種要注意者・接種後の注意点・副反応・健康被害等）を接種券に同封し周知をはかる。</li><li>・基礎疾患のある者に対してワクチン接種をしてよいか、かかりつけ医に相談するよう周知する。</li><li>・接種の効果や副反応を理解したうえで、接種を希望する場合、被接種者より予診票に自署をいただく。（同意を得たうえで家族等が代筆可）</li></ul>
発症に備えた対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・アドレナリン製剤等、救急処置に必要な物品や薬剤を準備する。</li><li>・接種場所で接種後 15～30 分経過観察を行い、予診医師に初期対応を依頼する。</li><li>・速やかな治療や搬送のために予め会場内の従事者について役割を確認しておく。</li></ul>
接種後	<ul style="list-style-type: none"><li>・接種直後や帰宅後の注意点（副反応症状等）について、接種会場にリーフレット等を掲示する。</li></ul>
副反応報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・症状を確認した医療機関（医師等）が（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対して「副反応疑い報告書」により速やかに報告し、当該情報を厚労省と共有する。</li></ul>
健康被害が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種法上の臨時接種として、予防接種健康被害救済制度により、定期接種と同等の被害救済を行う。</li><li>・健康被害救済給付申請の受付を行い、厚労省が設置する審査会でワクチン接種による健康被害と認められた場合に、救済給付を行う。</li></ul>

## 18. 接種費用の支払い

市民が市内医療機関や住民票所在地外に所存する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、広島県国民健康保険連合会より請求を受け支払います。

## 19. 接種記録の管理

市は、市民が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた場合は、予防接種台帳に登録し管理します。

## 20. ワクチン接種証明書

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書は、予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものです。予防接種済証とは別に「予防接種証明書」を必要とする者に交付します。

### (1) 対象者

新型コロナワクチンを接種済みで、接種当時に尾道市に住民登録をしていた者

(2) 申請方法

【電子証明書】 スマートフォン上で専用アプリにて申請

【書面証明書】 申請書等を郵送又は窓口にて申請 (申請先：尾道市健康推進課)

(3) 記載内容

【日本国内用】 接種者に関する事項 (氏名、生年月日等)、接種記録 (ワクチンの種類、接種年月日等)

【海外用及び日本国内用】 上記に加え、旅券番号・国籍等のパスポート情報

## 2.1. 情報提供

新型コロナワクチン接種に関する情報について、各種媒体を活用して積極的に発信します。

- ・広報おのみち、広報折り込みチラシ
- ・市ホームページ
- ・市公式LINE
- ・市防災ラジオ
- ・FMおのみち 等

## 2.2. 接種推進体制の整備

本市における新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ適切な接種の推進に向け、全市的に総合的対策を実施するため、尾道市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置しました。各部署に協力要請し、全庁体制で円滑なワクチン接種に取り組みます。

要請内容	協力部署
集団接種会場への派遣	職員課、全課
集団接種会場使用の支援	総務課、御調支所、瀬戸田支所、向島支所、浦崎支所、生涯学習課
ワクチン接種コールセンター不通に対する架電対応	職員課、全課
個別接種への協力	尾道市立市民病院、公立みつぎ総合病院
施設接種の円滑実施に係る連携、協働	高齢者福祉課、社会福祉課、因島福祉課
接種に係るシステム関係	情報システム課
転出入時の接種券に関する窓口での説明、対応等	市民課、各支所
ワクチン接種の周知、施主に関する質問の回答等 (可能な範囲)	秘書広報課、全課
ワクチン接種に関する苦情、対応をした場合は内容を健康推進課へ連絡	全課
ワクチン用冷蔵庫、物品の保管	因島総合支所
接種後の副反応の相談・診療・搬送体制	尾道市消防局、尾道市立市民病院
ワクチン接種に便乗した詐欺への注意喚起	商工課、全課

【ワクチン接種推進本部組織図】

